

## 安心して働ける労働条件のもと65歳定年を実施せよ! 提案内容を更に改善せよ!

本部は6月17日、「『新しい人事・賃金制度等』の見直しについて」の改善要求(申第2号)を会社に提出し、6月19日に団体交渉を開催しました。

この間、会社が提案した定年延長、諸手当、通勤手当、表彰制度、住宅支援などを大きく変更する「新しい人事・賃金制度等の見直し」に対する「申第38号」に基づく団体交渉、更なる解明を求めた「申第39号」に基づく団体交渉、また会社が改めて提案を行った団体交渉に踏まえ、議論しました。

申し入れた33項目の要求に対して会社の前向きな回答はありませんでしたが、本部は、65歳定年について、安心して働くことのできる環境が整備された上でなければならないとし、60歳以降も100/100の基本給とし、定期昇給も行うべきであること、及び労働条件を改善すること等を強く主張しました。

これに対して、会社は、「改めて提案した75%という額は高い水準である。原資の持ち出しに踏み込んだ」「従前の制度をベースに検討してきた。基本給や定期昇給の上積みをするのなら40歳代からの賃金カーブを抑えなければならない」などと、これ以上の考えはない姿勢に終始しました。

本部は、12年間施行されてきた現行の「新人事・賃金制度」が劣悪であり、改めるよう要求し続けてきた姿勢は何ら変わらないことを重ねて明らかにすると共に、要求しているのは働きがいを実感できる最低限の条件であることを通告し、引き続き団体交渉を行うこととしました。

次回の団体交渉は、6月24日です。